

[事案 2022-343] 入院給付金支払請求

・令和5年9月6日 和解成立

<事案の概要>

重大事由による契約解除を不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年6月に新型コロナウイルスに罹患し自宅療養したため、同月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、過大付保を理由とした重大事由により契約が解除され、給付金も支払われなかった。しかし、募集人に対し、「すぐに感染しても保険が適用になるか」「複数社契約すれば赤字を出さずに休めるので、複数社契約してよいか」と確認したところ、「そのような規則はないので問題ない」と言われたため契約したことから、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人の請求を認諾することにより解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。